

「政務活動費に係る収支報告等の手続きのオンライン化の検討」について

令和5年9月22日に開催した政務活動費連絡会において、「**資料2** 政務活動費に係る収支報告書等の手続きのオンライン化の検討」の中で「**3 地方自治法改正による影響**」について記載したが、その後、改正地方自治法の解釈について、全国都道府県議会議長会から総務省の見解が改めて示された。

そこで、この記載については、次のとおり修正することとする。

【修正前】

3 地方自治法改正による影響

地方自治法の改正により、条例を根拠に電磁的記録による政務活動費の収支報告が可能となるが、そのためには、次のいずれかによる対応が必要となる。

(1) 政務活動費条例の改正

(2) 既存の「神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の読み替え規定を適用

(3) 議会におけるデジタル手続条例の制定

いずれかの規定で対応する場合においても、電磁的記録による収支報告をオンラインにより提出する場合には、5万枚近い書類をオンラインで議長提出することが事務処理上、適当であるか検討する必要がある。

加えて、地方自治法ではなく、政務活動費条例を提出根拠とする会派届等並びに政務活動費の請求についても、当該手続きについてオンライン化の必要性があるか、併せて検討する。



【修正後】

3 地方自治法改正による影響

(1) 収支報告

地方自治法の改正により、電磁的記録による収支報告が可能となるが、現在の政務活動費条例には、電磁的記録により収支報告をする場合の具体的な手続きが定められておらず、事務処理を円滑に行うためには、その場合の手続きを政務活動費条例（※）に定める必要がある。

(2) 会計帳簿の写し及び領収書その他証拠書類の写し等

政務活動費条例で規定されている収支報告に添付する会計帳簿の写し及び領収書その他証拠書類の写し（以下「会計帳簿等の写し」という。）や会派届等並びに政務活動費の請求については、今後、オンラインにより提出を可能とするためには、次のいずれかによる対応が必要となる。

ア 政務活動費条例の改正（会派届等並びに政務活動費の請求についてオンライン提出を可能とする規定を新設）

イ 既存の「神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の読み替え規定を適用

ウ 議会におけるデジタル手続条例が制定された場合、読み替え規定を適用

いずれかの規定で対応する場合においても、電磁的記録による収支報告をオンラインにより提出する場合には、会計帳簿等の写しについても5万枚近い書類をオンラインで議長提出することが事務処理上、適当であるか検討する必要がある。

加えて、会派届等並びに政務活動費の請求についても、当該手続きについてオンライン化の必要性があるか、併せて検討する。

※ 政務活動費条例については、時期は未定だが、全国議長会から準則が示される予定である。